

保険法の施行に伴う契約内容の変更に関する特則（復活・特約の中途付加用）

第1条（この特則の適用）

この特則は、保険法（平成20年法律第56号）の施行に伴い、つぎの保険契約に適用し、当該保険契約を復活した場合または当該保険契約に特約を中途付加した場合に、当該保険契約の普通保険約款および特約（特約を中途付加した場合には、中途付加した特約）（以下「約款等」といいます。）に定める内容のうち、この特則に定める事項について、その内容の変更を行います。

- 平成22年1月1日前に締結された、つぎの保険契約
 - 無配当積立利率変動型一時払年金保険（05）（米ドル建）
 - 無配当積立利率変動型一時払年金保険（05）（ユーロ建）
 - 無配当積立利率変動型一時払年金保険（05）（英ポンド建）
 - 無配当積立利率変動型一時払年金保険（05）（豪ドル建）
 - 無配当積立利率変動型一時払年金保険（05）（円建）
- 平成22年3月2日前に締結された、前号に定める保険契約以外の保険契約

第2条（適用日）

この特則の適用日は、平成22年3月2日以後の「復活日」または中途付加した特約の「責任開始日」とします。

第3条（復活または特約中途付加時の交付書面）

保険契約を復活または特約の中途付加をした場合には、会社は、保険契約を復活または特約の中途付加をした旨を保険契約者に通知し、その通知と旧保険証券をもって新保険証券の交付に代えます。このとき、当該通知にはつぎの各号に定める事項のうち、旧保険証券に記載のない事項について記載します。

- 保険契約の種類
- 保険期間の始期および終期（年金開始年齢および保険料払込済年齢を含みます。）
- 保険料およびその払込方法（ステップ保険料方式の場合にはその内容）
- 保険金額（入院給付日額、基本給付金額、基本年金額、年金の種類および年金期間を含みます。）
- 被保険者の氏名および契約締結時の年齢
- 保険契約者の氏名または商号等
- 保険金受取人（給付金受取人、年金受取人、指定代理請求人を含みます。）を定めたときは、その氏名または商号等
- 特約が付加されたときは、その特約の種類および特約保険金額等
- 保険証券の作成地および作成年月日
- 会社名
- 責任開始日（契約始期）または契約日（契約始期）

第4条（支払事由発生の通知）

- ① 保険金（給付金を含み、給付の名称の如何を問いません。以下同じとします。ただし、第14条（時効）の規定を除きます。）の支払事由が発生したことを知ったときは、保険契約者、被保険者または保険金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 前項の規定は、保険料の払込免除について準用します。

第5条（死亡保険金の免責事由に該当した場合の取扱）

- ① つぎの各号に定める死亡保険金（死亡給付金を含み、給付の名称の如何を問いません。以下同じとします。）の免責事由に該当した場合には、会社は、責任準備金または積立金相当額（会社の定める方法により計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。以下同じとします。）を保険契約者に支払います。ただし、第2号でその死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときには、支払わない部分の保険金額に応じた責任準備金または積立金相当額を保険契約者に支払います。
 - 被保険者が約款等に定める期間内に自殺したとき。
 - 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき。

3. 被保険者が、戦争その他の変乱によって死亡したとき。(ただし、約款等の規定により、会社が、その程度により全額を支払いまたは削減して支払う場合を除きます。)
- ② 被保険者が、犯罪行為または死刑の執行により死亡し、約款等に定める死亡保険金の免責事由に該当する場合であっても、会社は、これを適用しません。

第6条（詐欺による取消）

- ① 保険契約者、被保険者または保険金の受取人の詐欺により、保険契約の締結、復活、復元または保険金額の増額が行われた場合は、会社は、保険契約を取り消す（復元や増額の際の詐欺の場合には、その復元や増額により増額された部分を取り消す）ことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
- ② 前項の規定によるほか、約款等で「詐欺による無効」としている場合は、「無効」を「取消」と読み替えます。

第7条（告知義務）

保険契約者または被保険者が、約款等に定める告知を行う際は、支払事由の発生に関する重要な事項のうち会社所定の書面に記載された質問事項について、その書面で告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問をする場合は、その質問した事項について、その医師に口頭で告知をしてください。

第8条（告知義務違反による解除）

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げたときは、会社は、保険契約（復元や増額の場合は、その復元や増額により増額された部分をいいます。以下本条において同じとします。）を解除することができます。
- ② 保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって当該保険契約を解除することができます。この場合には、会社は、保険金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由の発生または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実または事項と関係がなかったことを、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、会社は、保険金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- ④ 第1項または第2項の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に解除の通知をします。また、指定代理請求人の指定がある場合には、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できないときには、指定代理請求人に通知します。
- ⑤ 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

第9条（保険契約を解除しない場合）

- ① 会社は、つぎの場合には、前条の規定にかかわらず保険契約を解除しません。
 1. 会社が解除の原因となる事実を知っていたかまたは過失のためにこれを知らなかったとき
 2. 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。以下、「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第7条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第7条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または不実のことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因となる事実を知ったときから1カ月以内にこれを行わなかったとき
 5. 保険契約の責任開始日等、約款等に定める日から起算して2年以内に保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき

- ② 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第7条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第10条（保険金の受取人の変更）

- ① 保険契約者またはその承継人は、約款等に定める保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、保険金の受取人を変更することができます。
- ② 前項の規定にかかわらず、約款等の規定により、保険金の受取人が、保険契約者、被保険者または主契約の保険金の受取人の場合には、保険金の受取人をそれ以外の者に変更することはできません。
- ③ 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の保険金の受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ④ 保険金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金受取人とします。
- ⑤ 前項の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人とします。
- ⑥ 前2項により保険金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第11条（年金受取人の変更）

- ① 保険契約者またはその承継人は、年金開始日前までは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、年金受取人を変更することができます。
- ② 年金受取人は、年金開始日以後に、会社に対する通知により、年金受取人を変更できます。ただし、変更後の年金受取人は被保険者に限ります。
- ③ 前2項の通知が会社に到達する前に変更前の年金受取人に年金を支払ったときは、その支払後に変更後の年金受取人から変更前の年金受取人に支払った年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ④ 年金受取人の死亡時以後、年金受取人が変更されるまでの間は、その死亡した年金受取人の死亡時の法定相続人を年金受取人として取り扱います。

第12条（遺言による保険金の受取人の変更）

- ① 第10条（保険金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者またはその承継人は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、第10条第2項の規定による場合を除きます。
- ② 前項の保険金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- ③ 前2項による保険金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、会社に対して対抗できません。

第13条（遺言による年金受取人の変更）

- ① 第11条（年金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者またはその承継人は、年金開始日前までは、法律上有効な遺言により、年金受取人を変更することができます。
- ② 前項の年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- ③ 前2項による年金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、会社に対して対抗できません。

第14条（時効）

保険金（給付金、年金を含み、給付の名称の如何を問いません。）、解約返戻金その他の払戻金または保険料払込の免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

第15条（保険契約を復旧した場合の取扱）

平成22年3月2日前に保険契約を転換または保障見直し特約〔無配当積立利率変動型生涯保障保険用〕による保障見直しをした保険契約が、復活または特約の中途付加によりこの特則の適用を受けた場合で、そ

の適用後に、当該保険契約を転換前契約または見直前セット加入契約に復旧する際は、その転換前契約または見直前セット加入契約については、この特則を適用することとします。

第16条（生活保障年金保険および無配当終身保険（無選択型）に適用する場合の取扱）

この特則を生活保障年金保険および無配当終身保険（無選択型）に適用する場合は、つぎの規定は適用しません。

1. 第7条（告知義務）
2. 第8条（告知義務違反による解除）
3. 第9条（保険契約を解除しない場合）

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、保険法の施行に伴う契約内容の変更に関する特則（復活・特約の中途付加用）に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

※復活、または中途付加した特約部分には上記特則の条項に加え、以下の取扱いが適用されます。

【被保険者による契約者への解約の請求について】

- 被保険者と契約者が異なるご契約の場合、次に掲げる事由に該当するときは、被保険者は契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。
 - ①契約者または受取人が、当社に保険給付を行わせることを目的として、故意に給付事由を発生させた、または発生させようとした場合
 - ②受取人が、当該保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
 - ③上記①②のほか、被保険者の契約者または受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
 - ④契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申込の同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

※上記は、平成22年4月1日より適用されます。